

# 「飲食・宿泊・旅行業給付金」申請受付開始！

新型コロナウイルス感染症の第三波の影響により、売上が減少した飲食・宿泊・旅行事業者に対し、従業員規模に応じて給付金を給付します。

本日、令和3年3月23日（火）より給付金の申請の受付を開始しますので、お知らせします。

- 申請期間 令和3年3月23日（火）～令和3年5月31日（月）
- 申請方法 どちらの方法でも申請可能
  - 《WEB》 パソコンやスマートフォン等によりWEBサイトからの申請  
※令和3年5月31日（月）午後11：59まで
  - 《郵送》 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請  
※令和3年5月31日（月）消印有効
- 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添参照）で配布しています。
- WEBサイトからの申請要領・申請書（様式）のダウンロードは下記アドレスまで  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00206818.html>
- 問合せ 『飲食・宿泊・旅行業給付金事務局』 0120-310-342



## ■ 概要

《対象者》 次のいずれの要件も満たす事業者（詳細は本給付金申請要領をご参照ください。）

- (1) 中小企業基本法に規定する**中小企業者（個人事業主含む）**
- (2) 県内で**営業に必要な許可等**（※1）を受け、営業の実態のある事業者
- (3) **令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計**（※2）が**前年同月に比して50%以上減少**、かつ**令和2年1月及び2月の売上高合計が15万円以上の事業者**（※3）

※1 食品衛生法に基づく営業許可（飲食店営業又は喫茶店営業（販売機除く）に限る。）

旅館業法に基づく営業許可、住宅宿泊事業法に基づく届出  
旅行業法に基づく登録

※2 対象業種かつ県内店舗等のみの合計売上高

※3 令和2年1月2日～12月31日の間に創業又は新たな店舗を設けた場合も対象

《給付額》 対象店舗等で常時使用する従業員数（※4）に応じて次の額を給付

従業員数	給付額
0人～ 5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

※4 対象外業種や県外店舗等の従業員は含みません。

申請には申請書のほか、各種添付書類が必要となります。

詳細は、本給付金申請要領をご参照ください。